

令和8年度茨城県医師教育資金利子補給事業交付予約者募集要項

茨城県保健医療部医療局医療人材課

1 制 度

茨城県では、県内の医療機関に勤務する医師をもって医学部に進学する方を広く支援するため、県内金融機関と連携して、都道府県として全国初の在学中「実質金利ゼロ」の教育ローンを実施しています。

医学部へ進学した方の保護者等で、協定締結金融機関から、医学部進学のための教育ローンの融資を受ける方に対し、在学中（最大6年間）に支払う利子について県が補給金を交付します。

2 交付予約対象者

次のいずれかの区分の対象要件を満たす医学部進学（予定）者^{※1}または保護者等^{※2}であって、協定締結金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受ける予定の者

区分	対象要件
県内出身者等	以下のいずれかに該当すること (1) 医学部進学（予定）者が、県内の高等学校等を卒業している（または卒業見込みである）こと (2) 保護者等が、利子補給の交付申請をする日において、引き続き3年以上県内に住所を有している者であること
その他	「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさず、医学部進学（予定）者が、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれかの貸与を受けている（または受ける予定である）こと

※1 医学部進学（予定）者とは、平成31年度以降に医学部に進学する者であって、他の就労義務を伴う奨学金等（茨城県修学資金等（茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金）を除く。）の貸与を受けておらず、利子補給の対象となる借入金がその医学部進学到に要する費用に充当される予定である者を指します。

※2 医学部進学（予定）者の配偶者、3親等以内の血族又は3親等以内の姻族である者もしくは医学部進学（予定）者と同一の世帯に属する者を指します。

3 交付の条件

- (1) 茨城県補助金等交付規則及び茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 医学部進学（予定）者は、茨城県地域医療支援センターが実施する個別面談等に参加すること。
- (3) 医学部進学（予定）者は、医学部卒業後5年以内に県内の医療機関に2年以上勤務すること。

※医学部卒業後、5年以内に県内の医療機関に2年以上勤務しなかった場合又は勤務する見込みがなくなると認められる場合は、利子補給金を返還していただきます。

※他の就労義務を伴う奨学金等や利子補給金との併用はできません。ただし、茨城県修学資金等及び利子補給金の交付条件を満たすことを妨げない就労義務が設けられている奨学金等との併用が可能です。

4 協定締結金融機関

- 株式会社常陽銀行 ○株式会社筑波銀行 ○茨城県信用組合
○水戸信用金庫 ○結城信用金庫

5 募集人数

年間50名程度（県の予算額に達するまで）

6 対象借入限度額

3,000 万円

※ただし、茨城県修学資金等の貸与を受けることとなった場合は、対象借入限度額は 2,000 万円となります。

7 利子補給率

金融機関からの融資教育資金に係る支払利子の 100%（保証料含む）を補給

※年利率 4 パーセント（保証料率を含む）を限度。延滞利息及び遅延損害金は除く。

8 利子補給期間

正規の修学期間（最大 6 年間）

※年 1 回利子補給金を交付予定

9 募集期限

下記の日程から募集を開始いたします。

募集開始日：令和 7 年 8 月 28 日（木）から

（ただし、県の予算額に達した段階で募集終了となります。）

10 提出書類

上記募集期限までに、下記(1)から(4)を全て提出してください。

(1) 交付予約申請書（様式第 1 号）

(2) 医師教育資金利子補給金の交付条件等の確認について（様式第 1 号別紙）

(3) 医学部進学（予定）者及び予約申請者の属する世帯全員の住民票

(4) 医学部進学（予定）者に関する以下のいずれかの書類

ア 高等学校等を卒業又は修了見込みであること、もしくは卒業又は修了したことを証する書類

イ 高等学校卒業程度認定試験に合格見込みであること又は合格したことを証する書類

(5) 申請者が医学部進学（予定）者の配偶者、3 親等以内の血族又は姻族であることを証する書類（申請者が医学部進学予定者本人又は同一世帯に属する場合は添付不要）

11 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ 小川 あて

12 その他

○県の交付予約決定は、各金融機関の融資の決定を保証するものではなく、融資の決定を受けるためには、各金融機関の審査等を経る必要があります。

○県の交付予約決定における対象借入限度額は、各金融機関の融資可能額を保証するものではなく、融資可能額は、各金融機関における審査等を経て決定されます。

○令和 8 年 3 月 31 日までに交付予約の決定を受けた者については、別途定める期日（令和 8 年 4 月下旬予定）に交付申請書を県に提出していただきます。

※期限までに交付申請書の提出がない場合、利子補給金の交付を受ける権利は自動的に失効し、当該年度内に交付申請をすることができなくなりますので、御注意ください。

○各金融機関によって、審査基準上独自の条件を設定している場合があります。

○対象となる金融商品の内容については、各金融機関にお問い合わせください。

（金融機関が当該事業の趣旨に沿って用意した商品で、茨城県が指定した金融商品のみが、本事業の対象となります。契約の際にはよく御確認ください。）

○交付予約申請書に記載いただく情報は、事業の遂行において必要な場合は、各協定締結金融機関に提供する場合があります。

○事業の詳細については、下記ホームページから「茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱」等を御覧ください。

【茨城県地域医療支援センターホームページ「イバラキドクターズライフ」】

https://ibaraki-dl.jp/news/high_school/3674/

<問い合わせ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県保健医療部医療局医療人材課

医師確保グループ 担当 小川

TEL：029-301-3191（直通）

FAX：029-301-3194

E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp